

### 第Ⅲ章 不正事案への対応など

## 1. 薬物犯罪の取締り

不正な麻薬、大麻、覚醒剤などの薬物犯罪について、取締りを行いました。

### (1) 法令別検挙人員

(関東信越厚生局における令和6年度実績)

麻薬及び向精神薬取締法(*1)	41人
あへん法	5人
(旧)大麻取締法	51人
覚醒剤取締法	121人
麻薬特例法	26人
医薬品医療機器等法(旧薬事法)	7人
合計	251人

(\*1 : R6.12.12に大麻取締法が改正されており、同数値は改正以降に大麻で検挙した7名を含む)

(\*2 : 同法での計上は改正前の犯罪事実に基づくもの

### (2) 管内の特徴等

検挙人員は251人(前年度268人、▲6.3%)でした。法令別で見ると覚醒剤事犯が121人(前年度109人、△11%)と増加しました。

麻薬取締部では、国内外の関係機関と連携し密輸入事犯を摘発するとともに、覚醒剤や大麻事犯の取締りを強化しています。

## 2. 保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消

診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

### （1）取消の状況

（関東信越厚生局における令和5年度実績）

保険医療機関等の指定取消 （取消相当※ <sup>1</sup> 含む）	6 件 （令和4年度 11件）
保険医等の登録取消 （取消相当※ <sup>2</sup> 含む）	5 人 （令和4年度 9人）

※1 指定の取消相当とは、保険医療機関等が廃止となっているため行政処分はできないものの、指定取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

※2 登録の取消相当とは、保険医が登録を抹消していることから行政処分はできないものの、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

### （2）特徴等

- ・不正内容は架空請求、付増請求、振替請求等が確認されています。
- ・取消に係る端緒は、保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等からによるものです。
- ・監査拒否による保険医療機関等の指定取消処分の件数が増加しています。